

取引所為替証拠金取引規定

第 1 条(取引所為替証拠金取引)

1. 当社は、登録金融機関かつ株式会社東京金融取引所(以下「取引所」といいます。)の取引参加者として、取引所における取引所為替証拠金取引(以下「証拠金取引」といいます。)の受託業務およびそれに関連する業務(以下これを総称して「本取引」といいます。)を行います。
2. お客様は、証拠金取引を開始するにあたっては、あらかじめ、当社に為替証拠金取引口座設定約諾書(以下「口座設定約諾書」といいます。)を差入れのうえ、取引所為替証拠金取引口座(以下「証拠金口座」といいます。)を開設するものとします。
3. お客様は、口座設定約諾書、取引所為替証拠金取引説明書および本規定の内容を承諾し、また本取引の仕組みおよびリスクを十分に理解して、自らの判断と責任において証拠金取引を行うものとします。
4. お客様および当社は、金融商品取引法その他の関係法令および諸規則等を遵守するものとします。

第 2 条(証拠金口座の開設)

お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に証拠金口座の開設の申込みができるものとし、当社が承諾した場合に限り、証拠金口座を開設できるものとします。

当社は、証拠金口座の開設を承諾しない場合でも、その理由を開示しません。

なお、証拠金口座の開設は、個人、事業者とも一口座とさせていただきます。

- (1) 当社に代表口座円普通預金を開設し、お客様の届出事項が正確に登録されていること
- (2) 日本国内に居住する 20 歳以上かつ 80 歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内に本店もしくは支店が登記されている事業者であること
- (3) 本規定その他の当社の定める本取引に関する取決めに同意すること
- (4) 本取引の仕組みおよびリスクを十分に理解し、自己の責任と判断において証拠金取引を行えること
- (5) インターネットを利用できること
- (6) 当社よりお客様あてに、電子メールおよび電話での連絡が常時とれること
- (7) 当社が定める取引基準を満たすこと
- (8) その他当社が必要と定める要件

第 3 条(証拠金取引の開始)

1. お客様は当社インターネットバンキングを利用してのみ、当社に証拠金取引の委託(以下「注文」といいます。)を行うことができるものとします。システム障害等により当社インターネットバンキングを利用した取引ができない場合を含めて、当社テレフォンバンキング・電子メール等による注文受付は行いません。
2. お客様は、新規の注文に際しては、あらかじめ、当社所定の方法により、お客様の証拠金口座に第 12 条で定める金額以上の為替取引証拠金を預託するものとします。

第 4 条(通貨および注文の種類)

証拠金取引の通貨および注文の種類は、当社が別途定めるものとします。

第 5 条(取引時間)

お客様が証拠金取引を行うことができる時間は、当社が別途定めるものとします。

第 6 条(注文および注文の有効期限)

1. お客さまは、注文の都度、次の事項を、当社 WEB サイトに入力することにより、当社に明示します。
 - (1) 通貨の種類
 - (2) 注文の種類
 - (3) 売付または買付の別
 - (4) 執行条件(指値、成行、トリガ)
 - (5) 価格(執行条件が成行の場合を除く)
 - (6) 数量
 - (7) 注文の有効期限(執行条件が成行の場合を除く)
2. 注文の有効期限は、当社が別途定めるものとします。
3. 当社は、第 12 条に定める金額の為替取引証拠金の預託がない場合には、新規の注文を受けません。

第 7 条(数量の範囲)

お客さまが当社に注文することのできる数量は、お客さまの為替証拠金の額およびお客さまの計算による未決済の建玉(以下「保有ポジション」といいます。)に応じた当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られるものとします。

第 8 条(注文の執行)

1. 当社は、お客さまの注文を受けて、お客さまの計算において、当社の名前で取引所で当該注文を執行します。
2. 前項にかかわらず、お客さまの注文の内容が口座設定約諾書および本規定を含む当社の定める本取引に関する取決めに違反する場合、当社は、当該注文の執行を行わないものとします。

第 9 条(注文の取消・変更)

1. お客さまは、注文の取消・変更を行う場合は、取引成立前かつ当社が定める範囲内に限り、当社インターネットバンキングを利用して、当該取消・変更ができるものとします。システム障害等により当社インターネットバンキングを利用した取引ができない場合を含めて、当社テレホンバンキング・電子メール等による注文の取消・変更の受付は行いません。
2. 当社は、第 13 条第 1 項に定める保有ポジションの評価により、お客さまの取引成立前の注文について、第 12 条に定める金額の為替取引証拠金の預託がないこととなった場合には、当該注文を取消します。
3. 当社は、システムの保守等によりやむをえないと当社が認めるときは、お客さまに事前に通知をすることにより、お客さまの取引成立前の注文について、当該注文を取消することができるものとします。

第 10 条(為替レート、スワップポイント)

証拠金取引に係わる為替レートおよびスワップポイントは、取引所が提示する為替レートおよびスワップポイントを適用するものとします。

第 11 条(取引手数料)

1. 証拠金取引が成立した場合、お客さまは、別途定める取引手数料を、お客さまの証拠金口座

より、当社所定の方法で当社に支払うものとします。

2. 当社は、お客さまに事前に通知することなく取引手数料を変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。

第 12 条(必要証拠金)

1. 当社は、新規注文の発注および保有ポジションの保有中に必要となる為替取引証拠金(以下「必要証拠金」といいます。)の額を定めます。
2. 当社は、お客さまに事前に通知することなく必要証拠金の額を変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。当社が必要証拠金の額を変更したときは、お客さまがすでに保有する保有ポジションに対しても、変更後の必要証拠金を適用するものとします。

第 13 条(為替取引証拠金の追加差入れ)

1. 当社は、お客さまの保有ポジションを、取引所が定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客さまが証拠金口座に預託している為替取引証拠金の金額と評価損益、スワップポイントおよび決済損益の各相当額との合計金額が、取引所が定める証拠金基準額を下回ったことにより、為替取引証拠金に不足が生じた場合、当社は、本取引システム上に、不足が発生した旨および当該不足額を通知します。
2. お客さまは、不足が生じた日(以下本項および次項において「当日」といいます。)の当社が定める時間までに、当該不足額と未払手数料の合計額以上の金額を、当社の定める方法により証拠金口座へ追加預託するものとします。お客さまが当該追加預託を行わない場合、お客さまは当日の当社が定める時間までに、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを行うものとします。
3. 前項に定めた追加預託または転売もしくは買戻しを当日の当社が定める時間に確認できない場合、当社は、お客さまに事前に通知することなく、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うことができるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 前項による決済の結果、預託額を超える損失が発生し、お客さまがこの損失を当社に支払う義務が生じた場合には、当社は、この損失額と、お客さまの当社に対する預金その他の債権とをいつでも相殺できるものとします。この場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。なお、これにより生じた損害については当社は責任を負いません。
5. 前項により相殺する場合、外国為替相場については当社の相殺実行時の相場を適用するものとします。
6. 本条第4項の相殺後においてもお客さまの当社に対する債務が存在する場合には、お客さまは当社に対し、その額を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。
7. 為替取引証拠金の追加預託の可否およびその金額の確認は、お客さまが当社 WEB サイトを利用することによって自ら行うものとします。

第 14 条(ロスカットルール)

1. 外国為替相場の変動等により、お客さまの保有ポジションの評価状況が当社が定める基準(以下「ロスカット条件」といいます。)に該当した場合、お客さまの損失を限定することを目的として、当社は、お客さまに通知することなく、直ちにすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

2. 前項による決済の結果、預託額を超える損失が発生し、お客さまがこの損失を当社に支払う義務が生じた場合には、当社は、この損失額と、お客さまの当社に対する預金その他の債権とをいつでも相殺できるものとします。この場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。なお、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 前項により相殺する場合、外国為替相場については当社の相殺実行時の相場を適用するものとします。
4. 本条第2項の相殺後においてもお客さまの当社に対する債務が存在する場合には、お客さまは当社に対し、その額を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。
5. 当社は、ロスカット条件を当社の判断によって変更できるものとします。

第 15 条(取引内容の確認)

お客さまは、本取引にかかる取引内容等について、当社 WEB サイトにより取引の都度速やかに確認するものとします。また、お客さまは、当社が本取引にかかる取引報告書等を当社 WEB サイトによる電子交付により行い、書面による送付は行わないことに同意するものとします。ただし、当社が当該取引報告書等の書面での交付を必要と判断した場合、当社所定の時期および手続きにより当該書面を送付するものとします。

第 16 条(免責事項)

1. 次の各号の事由により、本取引の取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さままたは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置・外国為替市場の閉鎖等、当社の責によらない事由により取引が遅延または不能となったとき。
 - (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、本取引の取扱いに遅延・不能などが生じたとき。
 - (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。
2. 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 17 条(解約)

1. 証拠金口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。
2. 銀行取引規定第 19 条第 3 項の規定にもとづき本取引を停止する場合には、当社はお客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行い、証拠金口座を解約することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。またその決済の結果、残債務が生じた場合には、お客さまは当社にその額に相当する金銭を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。

第 18 条(差押等)

1. お客さまの当社への預金に対して仮差押または差押の命令(以下「差押命令等」といいます。)が当社に発送された場合、当社は口座設定約諾書第 5 条第 1 項第 3 号、同第 6 条および

- 同第7条に基づき、当社所定の方法により処理するものとします。
2. お客さまの為替証拠金に対して差押命令等が当社に発送された場合、当社は口座設定約諾書第6条第1項に基づき、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うものとします。

第 19 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの商品の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 20 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

以上